

# 農政をめぐる情勢

## 目次

I	農業改革をめぐる情勢	1
II	通商交渉をめぐる情勢	6
III	都市農業に関する新制度創設の動き	9
IV	農業関係の平成30年度予算・税制改正	13

## 今月号のあらまし

### I 農業改革をめぐる情勢

臨時国会が9月28日に召集され、冒頭で衆院解散となる。

一方、9月11日、規制改革推進会議は会合を開き、当面の重要事項を決定した。農業分野では、「今後1年において改革を進めるべき重要事項」として、卸売市場など流通構造の点検、協同組合等の機能の点検・改革進捗のフォローアップが挙げられている。

### II 通商交渉をめぐる情勢

米国を除くTPP交渉参加11カ国は、TPP11首席交渉官会合を開催した(8月28～30日:オーストラリア・シドニー、9月21、22日:東京)。

11月のAPEC首脳会合に併せてTPP11閣僚会合を開催し、米国抜きでの大筋合意を目指している。

### III 都市農業に関する新制度創設の動き

農水省は、都市農地の貸借による有効活用の促進を目的として「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」を作成した。

### IV 農業関係の平成30年度予算・税制改正

8月31日に各省庁から30年度当初予算の概算要求が行われ、農林水産関係予算では29年度予算比15%増の2兆6,525億円が要求された。

農業関係の30年度税制改正要望の主要事項として、平成29年度末に適用期限の切れる「農業経営基盤強化準備金の特例」「軽油引取税の課税免除の特例」の延長や、「新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置(国交省・内閣府共管)」が要望されている。

# Ⅰ 農業改革をめぐる情勢

## ―規制改革推進会議、農業分野では卸売市場法見直しに焦点―

### 1. 臨時国会の動向

- 9月14日、農水省は、自民党農林合同会議において、臨時国会提出予定法案として、都市農地貸借円滑化法案、競馬法改正案、農林年金の廃止法改正案の3法案を説明した。(概要は別紙1の通り)
- 22日、菅義偉官房長官は衆参両院の議院運営委員会理事会に出席し、臨時国会を28日に召集することを伝えた。
- その一方で、25日、安倍首相が記者会見で28日召集の臨時国会冒頭での衆院を解散すると表明し、上記3法案の年内成立は不透明となっている。

### 2. 規制改革推進会議の動向

- 9月11日、規制改革推進会議は会合を開き、「チャレンジを阻む岩盤規制を打ち破る」として、当面の重要事項を決定した。この中で、「年内を目途に解決の道筋を示すべき重要事項」と「第2期(今後1年)において改革を進めるべき重要事項」が示されている。
- 農業分野では、「第2期(今後1年)において改革を進めるべき重要事項」として、卸売市場など流通構造の点検、協同組合等の機能の点検・改革進捗のフォローアップが挙げられている。  
(9月11日に決定された「当面の重要事項」は別紙2の通り)
- 今後、農林WGでは、「規制改革実施計画」(6月9日閣議決定)に盛り込まれた卸売市場に関する議論が活発化するものと見られる。(後述参照)

#### 【規制改革実施計画に盛り込まれた卸売市場に関する内容】

- ・ 経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すべく、平成29年末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改める

#### (補足) 平成28年10月6日にとりまとめた意見においても卸売市場に言及

- ・ 規制改革推進会議は平成28年10月6日にとりまとめた「総合的なTPP関連政策大綱に基づく「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に向けた施策の具体化の方向」の中でも、卸売市場に関して「特に、卸売市場については、食料不足時代の公平分配機能の必要性が小さくなっており、種々のタイプが存在する物流拠点の一つとなっている。現在の食料需給・消費の実態等を踏まえて、より自由かつ最適に業務を行えるようにする観点から、抜本的に見直し、卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止する。」と言及している。

- なお、内閣府HPにおいて、9月11日会合の議事概要と終了後記者会見の議事概要が公表されているが、協同組合や卸売市場等に関する記述はない。
- また、規制改革推進会議は9月内に農林WGを開催し、議論を始める予定とされていたが、衆院選後に延期する方向となっている。

### 3. 政府・与党の卸売市場法見直しに関する動向

- 政府・与党は、昨年11月に決定した農業競争力強化プログラムにおいて、「特に、卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する」としている。また、農業競争力強化支援法において、「農産物流通等に係る規制について、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行う」としている。
- 8月29日、自民党国会議員有志は卸売市場に関する勉強会（代表・森山国対委員長）を立ち上げ、30人超の国会議員が参加した。以降、週1回のペースで会合を開催している。
- 第1回では「廃止ありきではなく、生産者と流通業者に資する前向きな議論をすべき」「市場が果たしている役割を整理して大事なところはしっかり残す議論をすべき」などの意見が出た。
- また、発起人である平将明議員（衆・東京4区）からは次のような意見が出されている。

- ・市場というのは一つの生態系であり、この生態系も保つことで、全体の調整機能が俯瞰して機能している。そういう視点が全く欠けている。
- ・今、JAの議論の中で、JAに在庫リスクを負わせて販売させろと言っているが、そんなことをさせれば在庫の山ができる。品薄の時は何の問題もないが、一度品物が多く入って注文がそれほどなければ、すぐに山になる。レタスなど、2、3日すればすぐに腐っていく。在庫リスクのことは、市場が当たり前になっている時代の人にはよく分かっていない。
- ・今は品物が余っているから市場は要らない、時代遅れだ、他の物流拠点と一緒だと言う。他の物流拠点と市場とは、全く別物である。
- ・多段階についても批判があるが、卸売会社と仲卸は一次卸と二次卸というようなものではない。
- ・米国との比較において言えば、トマトもジャガイモもレタスも、農家手取りは日本の方が高い。

- 9月5日、自民党は「卸売市場議員連盟」を立ち上げ、会長となった森山氏は「生産者や消費者、流通業者にもメリットがあるかどうかを考えることが大事だ」と述べた。
- 12日、農水省は同連盟会合において、卸売市場法について、次の3点を

見直し対象にする方針を示した。

**【農水省が見直し対象としている規制】**

- |   |
|---|
| ①第三者販売の原則禁止<br>卸売業者の販売先を市場内の仲卸や売買参加者に限定 |
| ②商物一致の原則<br>卸売業者の販売を市場内にある物品に限定         |
| ③直荷引きの原則禁止<br>仲卸業者の仕入れ先を当該市場の卸売業者に限定    |

- 上記3点以外に論点とされてきた「受託拒否の禁止」、「代金決済の確保」は上記第1回勉強会において、農水省は「現場の方々に話を伺ってきた中で、引き続き制度として維持して欲しいという意見が多かった。」と説明している。

**(補足)「受託拒否の禁止」、「代金決済の確保」とは**

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ・受託拒否の禁止：産地の出荷物を卸が必ず引き取る            |
| ・代金決済の確保：支払期日、支払方法その他の決済方法を業務規程で定める |

- なお、農水省は、21日の自民党農林合同会議において、卸売市場法を廃止し、「食品流通構造改善促進法」に統合する案を表明した。

## 提出予定法案等

農林水産省 総計 3件

件 名	要 旨	備 考
競馬法の一部を改正する法律案	地方競馬全国協会が行う地方競馬の活性化のための業務等に必要な資金を確保するため、日本中央競馬会が行う資金の交付等の措置について、平成29年12月末までの期限等を5年間延長する。	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案	旧農林共済組合による特例年金給付について、給付事務の合理化を図る観点から、当該給付に代えて特例一時金を支給することとする等の措置を講ずる。	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律案	都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資するよう、都市における農地の貸借の円滑化のための措置を講ずる。	

## 当面の重要事項

### — チャレンジを阻む岩盤規制を打ち破る —

平成 29 年 9 月 11 日

規制改革推進会議決定

#### I 年内を目途に解決の道筋を示すべき重要事項

1. 待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し  
今度こそ待機児童問題に終止符を打つために自治体の取組を促す制度改革、自治体の保育に関する情報開示の充実のほか、社会全体で保育を支える仕組みづくり
2. 技術革新や新需要への機動的対応に向けた電波割当制度改革  
官民の電波利用状況に関する情報開示の充実、電波利用料体系の再設計など、より有効に電波を利用する者に対し機動的に再配分するためのルールづくり
3. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現のための改革  
小規模・零細で管理経営困難な森林所有者が多い中、意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約化する仕組みづくり

#### II 第 2 期（今後 1 年）において改革を進めるべき重要事項

1. 農業・水産業の成長産業化に向けた改革の徹底  
資源の管理と有効活用による成長産業化、卸売市場など流通構造の点検、協同組合等の機能の点検・改革進捗のフォローアップ など
2. Society5.0 に向けた医療の実現  
遠隔診療・服薬指導及びこれに伴う医薬品の配送などトータルな遠隔医療をはじめ、ICT を全面的に活用した医療の実現 など
3. 日本でのキャリア形成を目指す若手外国人材の雇用環境整備  
国境を超えたキャリアパスを望む留学生などの在留資格の在り方の検証 など
4. 官民データ活用と電子政府化の徹底  
マイナンバーの徹底活用、登記簿などの公的情報基盤の総点検 など
5. インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革  
利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現、屋外広告規制の見直し など
6. 行政手続コストの削減目標達成に向けた強力な計画遂行  
2020 年までに行政手続コストを 20% 以上削減するため、各省が作成した基本計画を点検し、深掘り・連携を徹底
7. フォローアップの強化  
これまで取り組んできた規制改革について、着実かつ効果的に実行されるようフォローアップを徹底

## II 通商交渉をめぐる情勢

### 一 TPP11、ルール凍結により11月大筋合意を目指す

#### 1. TPP11

- 米国を除くTPP交渉参加11カ国の協議では、ベトナム・ハノイにおいて11月10、11日に開催されるAPEC首脳会合に併せて開催するTPP11閣僚会合において、米国抜きでの大筋合意に向け、具体的内容を決定することを目指している。
- 8月28～30日、オーストラリア・シドニーにおいて、11カ国は、TPP11首席交渉官会合を開催した。
- TPP（12カ国）での合意水準を維持するとの基本的な方針に対し、8月会合では、米国が主導して導入した一部のルールなどを凍結する（11カ国の合意が得られた場合に限り停止され、米国が協定に復帰する場合には停止が解除される。）ことが合意された。
- 各国からの凍結を求める項目が続出し、合計は50項目を超えた。その中で凍結の方向で一致したルールは、知的財産分野の2項目のみであり、残り9月に日本で開催することが合意されたTPP11首席交渉官会合等で協議されることとされた。
- 9月21、22日、東京において、TPP11首席交渉官会合が開催され、凍結項目の絞り込み作業が進められたとされている。
- なお、日本はTPP11を主導する立場から、8月会合、9月会合ともに農業関係者が要望する農産品関税の見直しについては提案しなかったとされている。

#### (補足) 報道される各国の姿勢・情勢

日本・NZ・豪・シンガポール：

- ・質の高い協定を維持するために「凍結は最小限にする」と主張。
- ・ただし、NZで9月23日投開票された総選挙において与党・国民党が、第1党を維持したものの単独過半数は得られず、第3党の「NZファースト」との連立協議に入っている。同党はTPPに反対しており、交渉に大きな影響を与える可能性がある。

チリ・ベトナム・マレーシア：

- ・米国から市場開放や規制緩和を突きつけられた経緯があることから「一定数の賛成があれば凍結対象を増やしても良い」と主張。
- ・ベトナムは国内調整が進まず9月会合で正式な要望が出ていない。

カナダ・メキシコ：

- ・北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉での米国の動向の見極めを最優先させると見られ慎重姿勢。

## 2. 日米経済対話

- トランプ政権は、大統領選挙から一貫して米国の貿易赤字の削減と自動車産業など米国の製造業の復活を最優先課題として掲げている。
- そのための取り組みとして、NAFTA再交渉をはじめ、中国との二国間協議や韓国とのFTA見直しなど具体的な協議を開始している。
- 8月17日（米国時間）、河野外務大臣は、訪米し、ワシントンDCにおいて、ライトハイザー米国通商代表（USTR）と会談した。
- 当会談の概要について、外務省ならびにUSTRホームページでは、詳細は明らかにされていないものの、日米両国間の貿易・経済関係を強化するための方策について幅広い議論が行われたとされている。

### 【8月17日河野大臣とライトハイザー代表の会談概要】（外務省HPより抜粋）

- ・貿易分野での取り組みを促進するための作業計画について議論
- ・個別の二国間貿易課題について取り組むため、また、自由で公正な貿易を強化し、高い貿易・投資基準を促進するための適切な取り進め方について検討を行うため、日米経済対話の下で議論を進めていくことで一致
- ・共通の関心事項や、第三国における不公正な貿易慣行に対処するための協力についても議論

- ライトハイザー代表は、ホームページの声明のなかで、「自由で公平な貿易を進めるという（トランプ）政権の目的を果たすため、我々の最も大きな貿易相手国の一つである日本との貿易の議論の加速化を歓迎する」などと日米経済対話の協議の進展を期待する考えを表明した。
- また、USTRは、本年8月1日より発動している日本の牛肉セーフガードに関する米国の懸念についても、当会談で議論したことを明らかにした。
- 日米二国間協議に関して、日米両政府は、第2回日米経済対話を米国・ワシントンDCで開催される国際通貨基金（IMF）ならびに世界銀行の年次総会に合わせて10月中旬に開催する方向で調整を進めている。
- そこでは、米国の貿易赤字の主要因となっている日本からの自動車の輸出に関する対応などのほか、牛肉のセーフガードなど農業分野についても、議題として取り上げられる可能性もあると報道されている。
- なお、9月5日に麻生副総理が訪米し、ペンス副大統領と非公式で経済対話の予備的な協議を行うことが予定されていたが、最近の北朝鮮による安全保障上の事情からこの会談は中止となった。

**【TPP11・日米経済対話等をめぐる当面の主な日程（想定）】**

9/21～	TPP11首席交渉官会合（日本）
10/13～15	IMF・世界銀行年次総会（ワシントンDC） →この前後で第2回日米経済対話
11/10～11	APEC首脳会合（ベトナム・ハノイ） →この前後でTPP11閣僚会合
11月中	トランプ大統領訪日

**3. RCEP**

- 9月10日、マニラでRCEP閣僚会合が開催された。日本からは世耕経産相が出席し、「質の高い協定にすること」を訴えたのに対して、中国は「早期の合意が一番大事だ」と反論した。TPPを念頭に時間をかけたルールづくりを目指す日本と地域での影響力拡大を重視する中国との主張の違いが浮き彫りとなった。
- シンガポールなどは日本の主張に賛同したものの、タイなどは「早期合意が大事だ」と中国に同調した。「各国の事情に合わせて交渉を進めるべきだ」との発言も相次ぎ、議論は平行線をたどった。
- 共同声明は今年末までに「重要な成果を達成すべく、最大限努力することで合意した」と記すにとどめたが、「中国は年内合意を諦めていない」と関係筋が明かしたと報道されている。

**（補足）東アジア地域包括的経済連携（RCEP）とは**

・東南アジア諸国連合（ASEAN）10カ国と日中韓、インド、オーストラリア、ニュージーランドの計16カ国が参加し、2012年11月に交渉開始で合意している。

### Ⅲ 都市農業に関する新制度創設の動き

#### － 都市農地貸借円滑化法案を国会へ提出予定 －

##### 1. 都市農業に関する新たな法制度の創設

- 自民・公明両党において今春に「都市農地の有効活用の促進を図るための法制度」についての考え方がとりまとめられたことを踏まえ、農水省は、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」を作成し、今秋の臨時国会へ提出する予定としていた。  
(概要は別紙1の通り)

##### 【新たな制度の概要】

目的：都市農地の貸借による有効活用の促進

要件：事業計画が適切な場合に市町村が認定  
(認定基準)

- ・都市農業の機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作を行うか
- ・農地の全てを効率的に利用するか

その他：この仕組みに基づく貸借は、農地法の法定更新の適用外  
(耕作権が発生せず、貸しても返ってくる)

##### 2. 平成30年度税制改正

- 農水省は平成30年度税制改正要望の主要事項として、「新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置」を掲げた(国交省・内閣府共管)。今後、上記法案を踏まえ、その貸借における相続税納税猶予制度の適用を目指すと思定される。
- また、国土交通省は、今年4月の生産緑地法等の改正に伴い、都市農地の保全を推進するため、相続税・固定資産税等に関し、土地利用規制等の措置に応じた税制措置を要望している。(別紙2の通り)

##### 3. 衆院解散の影響

- 衆院解散で年内成立が不透明になったが、次期衆院選に向け作成されている現与党・自民党の農政公約に、都市農地を貸しやすくする法案の早期成立が、30年度税制改正での相続税納税猶予の特例実現と併せて掲げられる方向と報道されている。

##### 4. JAグループの対応

- 法案の早期成立とともに税制改正に向けて、政府・与野党に対する働きかけを行う。

# 都市農地の賃借の円滑化に関する法律案の概要

平成29年9月  
農林水産省

## I 趣旨

都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資するよう、都市農地の賃借の円滑化のための措置を講ずる。

## II 法律案の概要

### (1) 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の賃借の円滑化

- ① 事業計画の認定 (第4条)
- ア 生産緑地地区の区域内の農地（以下「都市農地」という。）について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者は、当該賃借権等の設定に係る都市農地において行う耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。
- イ 市町村長は、アの申請があった場合、その申請に係る賃借権等の設定を受けようとする者が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合する方法によりその申請に係る都市農地において耕作を行うと認められること等の要件に該当するときは、農業委員会の決定を経て、認定をするものとする。
- ② 認定の取消し等 (第7条)
- ア 市町村長は、認定を受けた者が、事業計画に従って耕作の事業を行っていない等の場合には、勧告することができる。
- イ 市町村長は、アの勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった等の場合には、その認定を取り消すことができる。

### (2) 農地法（昭和27年法律第229号）の特例 (第8条)

認定に係る都市農地の賃貸借については、農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）、第17条（法定更新）等の規定は、適用しないものとする。

### (3) その他 (第10条～第12条)

都市農地を市民農園の開設に必要な特定都市農地貸付けの用に供するため、当該都市農地の所有者及び市町村と協定を締結している者は、当該都市農地の所有者から都市農地を直接借り受けることができるものとする。

## III 施行期日

平成30年4月1日

(附則第1条)

# 都市農地の賃借の円滑化に関する法律案の概要

## 制度創設の背景及び趣旨

### 課題

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市における限られた貴重な資源である都市農地(生産緑地地区※の区域内の農地)については、農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であり、そのための賃借が円滑に行われる仕組みが必要。

### 本法律案の目的

都市農地の賃借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する

※ 生産緑地地区

- ・ 原則30年間の開発行為の規制
- ・ 30年経過後の10年ごとの延長制度(特定生産緑地)

## 具体的なスキーム

### 現状

都市住民に新鮮な農産物をもつて届けたいけど、所有者がなかなか農地を貸してくれない



都市農業者

期間の定めのある農地の賃貸借については、都道府県知事の許可※を受けた上で、期間満了の1年前から6月前までの間に当事者が更新しない旨の通知をしない限り、従前と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなされる(賃借契約が更新される(農地法第17条))。

※ 都道府県知事は、賃借人の信義則違反等、限られた場合でなければ、許可をしてはならない。(農地法第18条)

○ 都市農地の賃借の円滑化のため、以下の措置を講ずる。(第4条)



### 農地法の特例

(第8条)

➤ 法定更新(農地法第17条)が適用されない

事業計画に基づく都市農地の活用終了後(賃貸借の期間終了後)には、都市農地が所有者に返還される。

## 都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置(相続税・固定資産税等)

都市農業振興基本計画(平成28年5月13日閣議決定)や都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)を踏まえ、都市農業の多様な機能の発揮や都市農地の保全・活用を推進するために必要な税制上の所要の措置を講じる。

### 施策の背景

- 平成4年以降、三大都市圏特定市の市街化区域内農地について、生産緑地地区は概ね維持されているものの、それ以外の農地は大きく減少。
- 平成28年5月には都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地を農業政策及び都市政策の双方から評価し、都市農地の位置付けを都市に「あるべきもの」へと大きく転換。
- これを踏まえ、都市農地の保全・活用を推進するため、平成29年4月28日に、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が成立し、以下の事項を措置。

・生産緑地地区の面積要件(500㎡以上)について、市区町村が条例により300㎡以上に引下げ可能とする

平成29年  
6月15日施行

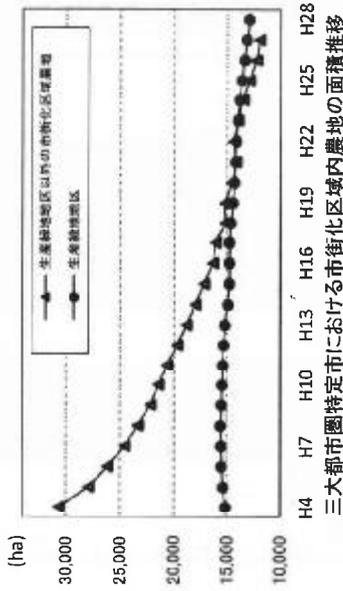
・生産緑地地区内に製造・加工施設、直売所、農家レストランを設置可能とする

・生産緑地地区の都市計画決定後、30年経過するものについて、買取り申出期日を10年先送りする特定生産緑地制度を創設

平成30年  
4月1日施行

・農業と調和した良好な住環境を保護するための田圃住居地域制度を創設

- 上記制度の活用により、更なる都市農地の保全・活用を図っていくことが必要。



都市の貴重な緑地としての機能を発揮する都市農地

### 要望の概要

#### 要望

【相続税・固定資産税等】

都市農地の保全を推進するため、土地利用規制等の措置に応じた税制措置を創設。

※別途、農林水産省主管で新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置について共同要望

## Ⅳ 農業関係の平成30年度予算・税制改正

### — 農水省 収入保険制度関連予算に531億円 —

#### 1. 30年度予算

##### (1) 各省庁の予算概算要求等

- 平成30年度当初予算の概算要求が、8月31日、各省庁から財務省へ提出され、総額は100兆9,586億円と4年連続で100兆円を超えた。厚生労働省や防衛省の要求額は過去最高となり、国土交通省や農林水産省も29年度当初予算から約15%増えている。
- 今後、財務省と各省庁は、「骨太方針(経済財政運営と改革の基本方針2017)」や「成長戦略(未来投資戦略2017)」「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」等を踏まえ、12月下旬の予算編成に向けて折衝を重ねていくこととなる。

##### (2) 農業関係予算

- 自民党は、8月中旬より、農林水産戦略調査会・農林部会合同会議を開催し、農水省の予算の検討状況を協議するとともに、8月25日には農林関係団体ヒアリングを行い、同日概算要求案を了承した。
- 30年度の農林水産予算の概算要求は、今年度予算比15%増(3,454億円増)の2兆6,525億円となり、引き続き、政権交代前の予算水準(2兆5,605億円)復元に向けた大幅な増額要求となった。
- 農水省は「農林水産業・地域の活力創造プラン」および「食料・農業・農村基本計画」を踏まえた要求としており、農林水産業の成長産業化に向けた取り組みに重点的に増額要求がなされている。
- 収入保険制度関連予算は経営所得安定対策の一環として、新たに531億円が要求されているほか、水田活用の直接支払交付金は154億円増の3,304億円(29年度:3,150億円)が要求されている。
- 農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査(農業資材価格や農畜産物の流通実態等)に新たに2億円が要求されたほか、国際水準のGAP認証取得に向けて新たに9億円、JFOODO(日本食品海外プロモーションセンター)などによる輸出支援対策は29年度予算比50%増の48億円(29年度:32億円)が要求された。

##### (補足) JFOODOについて

- ・「農業競争力強化プログラム」において、農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した「日本版SOPEXA」を創設することとされた。
- ・これを踏まえ、29年4月1日に「日本食品海外プロモーションセンター」(略称:JFOODO(ジェイフード))を日本貿易振興機構(JETRO(ジェトロ))の一組織として新設。

- 29年度に条件不利性等から各種支援事業における優先枠等が設定された中山間地農業ルネッサンス事業は、29年度予算比25%増の500億円(29年度:400億円)が要求されたほか、生産現場からの要望が強いとされる農業農村整備関連予算は、政権交代前水準に復元されているものの、さらなる増額要求となる5,020億円(29年度:4,020億円)が要求された。

**【30年度農業関係予算概算要求の主な項目】** (カッコ内は昨年度予算概算決定の額)

➢ 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化	213億円 ( 155億円)
➢ 農業人材力強化総合支援事業 (旧 新規就農・経営継承総合支援事業)	259億円 ( 202億円)
➢ 農業支援外国人適正受入サポート事業	2億円 (新規)
➢ 女性が変わる未来の農業推進事業	1億円 (新規)
➢ 水田活用の直接支払交付金	3,304億円 (3,150億円)
➢ 収入保険制度の実施	531億円 (新規)
➢ 農業農村整備事業	3,793億円 (3,084億円)
➢ 強い農業づくり交付金	290億円 ( 202億円)
➢ 畜産・酪農経営安定対策	1,763億円 (1,763億円)
➢ 新しい園芸産地づくり支援事業	23億円 ( 23億円)
➢ 果樹農業好循環形成総合対策事業	60億円 ( 57億円)
➢ 国産花きイノベーション推進事業	9億円 ( 8億円)
➢ 農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査	2億円 (新規)
➢ 食品流通合理化促進事業	12億円 (新規)
➢ 目標を明確にした戦略的技術開発	125億円 ( 92億円)
➢ 海外需要創出等支援対策事業	48億円 ( 32億円)
➢ GAP拡大の推	9億円 (新規)
➢ 多面的機能支払交付金	495億円 ( 483億円)
➢ 中山間地農業ルネッサンス事業	500億円 ( 400億円)
➢ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	153億円 ( 97億円)

※ ( ) 内は29年度当初予算額

- 農水省は「新しい日本のための優先課題推進枠」として、4,467億円を要求した。その中には、農業農村整備事業1,001億円や、農地耕作条件改善事業407億円、強い農業づくり交付金270億円等が含まれている。

## 2. 30年度税制改正

### (1) 各省庁の税制改正要望等

- 平成30年度税制改正要望は、8月31日に各省庁より財務省・総務省に提出された。今後、例年11月頃の自民党税制調査会の議論が始まるまでの間、各省庁と税務当局との間で要望項目について折衝が行われる。

## (2) 農業関係税制

- 自民党は8月25日の農林水産戦略調査会・農林部会合同会議において、農水省の要望項目が了承した。今後、例年通りであれば、10月頃にJAグループなど関係団体からの要望ヒアリングが行われる見込みである。
- 農水省の30年度税制改正要望のうち、主な内容は次のとおりである。

### 【農水省の税制改正要望の主な項目】

- 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）
- 農業経営基盤強化準備金制度の特例の2年延長（所得税・法人税）
- 農地中間管理機構への貸付け時の課税の軽減措置の2年延長（固定資産税等）
- 農業ハウス等の農地法上の取扱いに係る税制上の所要の措置（複数税目）
- 平成30年度以降の農地の負担調整措置の存続（固定資産税等）
- 卸売市場法の抜本見直しを含めた食品流通全体の構造改革のための税制上の所要の措置（複数税目）
- 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置（相続税）

- JAグループにとって、特に次の2点が焦点となることが想定される。

#### ① 農業経営基盤強化準備金制度の特例の2年延長

⇒ 本特例は29年度税制改正で「29年度末までの1年延長」（通例2年延長）とされたため、本年も焦点となる。従来、準備金の対象であった米の直接支払交付金の廃止に伴い、準備金制度全体の見直しを財務省が主張している模様であり、現行の要件のまま制度が延長されるかが焦点となる。

#### （補足）農業経営基盤強化準備金制度とは

・経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取り組みを支援する制度。

#### （特例措置の内容）

農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる。また、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合、圧縮記帳できる。

#### ② 新たな都市農業関係税制の確立

⇒ （前述「Ⅲ 都市農業に関する新制度創設の動き」参照）

農政をめぐる情勢

平成29年9月27日

編集・発行  
・印刷

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉